

は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

(※公務員の方は、勤務先へ提出してください。)

■提出期限 6月28日(金)まで

■現況届に必要なもの
 印鑑、申請者の健康保険証(厚生年金等加入者の場合)、課税情報の確認に係る同意書等

※右記以外の書類を提出する必要がある場合があります。

■受給資格

中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育している人

■児童手当の額

- ・3歳未満 月額1万5千円
- ・3歳以上〜小学校修了前 月額1万円(第3子以降は1万5千円)
- ・中学生 月額1万円

ただし、所得制限以上の場合は右記の月額は適用されず、児童1人あたり月額5千円が支給されます。

※第3子の数え方に関する補足

養育する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

■手続き

福祉課または各総合支所および各出張所

■問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

重度心身障害者の方には医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

本来であれば、医療機関の窓口で一部負担金を受給者から徴収しなければならぬところですが、本町では、米軍再編交付金を活用し、その一部負担金を全額補助していますので、今までもどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。

■対象となる人

- ①身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
- ②療育手帳Aをお持ちの方

③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

④障害年金1級の受給者

⑤特別児童扶養手当1級の受給者等

■助成の要件

障害所持要件の該当者で一定の所得制限額を超えない方は、お近くの総合支所か出張所で申請をしてください。(所得制限額については福祉課にお問い合わせください。)

なお、すでに受給している65歳未満の方には更新書類を送付していますので、手続きのお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

ただし、65歳以上の方については更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を今月末までに郵送します。

■手続きに必要なもの

印鑑、健康保険証、対象になる要件が確認できるもの(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など)

■受給者証有効期間

7月1日(月)〜平成26年6月30日(月)まで

■問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

こんにちは母推です

周防大島町母子保健推進協議会
 会長 小柳さおり



6月4日は「むし歯予防」の日です。私たち母子保健推進員(母推)は、3歳児健診でむし歯がなかったお子さんの表彰(むし歯ゼロっ子表彰)を行っています。

また、交流会でむし歯予防に関する紙芝居などをしながらむし歯予防に取り組んでいます。近年食生活の欧米化により、小さいころから柔らかい食べ物、たとえばハンバーガーや加工食品、骨を取ってある魚など固い食べ物から離れている傾向があるため、噛み合わせや身体の成長、発育に影響があることが心配されています。1歳6か月児健診では、むし歯のある子はほとんどいませんが、3歳児健診ではむし歯のある子が増えている傾向がみられます。

母推は町から委嘱を受け、妊婦さんや乳幼児のご家庭を訪問したり親子交流会を開催するなど、地域の身近な相談役、子育てサポーターとして活動しています。見かけたら気軽に声をかけてください。



▲むし歯ゼロっ子表彰